

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、入間市建設工事一般仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工 事 名 北口中央通り線街路築造工事(その1)

工 事 箇 所 入間市駅北口土地区画整理地内

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(以下のいずれかに該当する工事)

①500m³以上の土砂を搬入する工事

②500t以上の砕石を搬入する工事

③200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事

④最終請負金額100万円以上の工事

○再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(以下のいずれかに該当する工事)

①500m³以上の建設発生土を搬出する工事

②アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事

③最終請負金額100万円以上の工事

なお、計画書の作成は「建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス※1)」を用いておこなうものとする。

2 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処理業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

4 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく建設廃棄物マニフェスト(以下「マニフェスト」という。)A票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第4条 建設発生土は、東京活用土協同組合(青梅地区)に搬出するものとするが、受入地の受け入れ終了等の措置により搬出できない場合は、監督員と協議の上、搬出先を変更するものとする。

また、監督員の指導を受けるものとする。

- 2 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第5条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)の分別解体等及び再資源の実施について適正な措置を講ずることとする。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第6条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生アスコン	密粒度 As、粗粒度As	表層
再生粒調碎石	40 mm以下	上層路盤
再生切込碎石	40 mm以下	下層路盤、基礎碎石
再 生 砂	細粒分含有率 50%未満	フィルター層

(舗装版切断時に発生する濁水の処理)

第7条 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水(以下「濁水」という。)を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥(油分を含む汚泥)として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

- 2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
- 3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
- 4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、マニフェストにより管理するものとする。
- 5 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と同条第2項及び第3項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
- 6 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。

(環境対策)

第8条 受注者は、建設工事に伴う騒音、振動、排ガス等の問題については、施工計画及び工事实施の各段階において十分検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

また、建設機械の使用にあたり工事着手前に別紙「使用機械承認願い」を提出し、承認を得なければならない。

(安全対策)

第9条 受注者は、本工事において施工性や安全性を十分考慮し、施工計画を立案するものとする。

2 本工事の施工は、踏切、電柱、架線、上下水道管等の施設に注意し、他工事施工業者がいる場合は当該業者との調整を密にし、工事の円滑な実施を心掛けるものとする。

3 工事の施工にあたっては、通行者(歩行者及び自転車等)及び施設・住居からの出入り等、沿線利用者の生活に支障を及ぼさないように特段の配慮をすること。

また、隣接地権者には事前にその内容(施工方法・施工時期等)を連絡し、理解協力を求めるよう努力すること。

(コリンズ(CORINS)への登録)

第10条 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」を監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後(工事完成検査結果通知後)、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間(土曜日、日曜日、祝日等を除く)に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

(法定外の労災保険の付保)

第11条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(入間市週休2日制モデル工事)

第12条 本工事は、入間市週休2日制モデル工事(現場閉所型)の対象工事である。試行の実施については、入間市週休2日制モデル工事試行要領によるものとする。試行要領は、入間市ホームページで確認のこと。

※1建設副産物情報交換システム～コブリス・プラス～

一般財団法人日本建設情報総合センター<<https://fkplus.jacic.or.jp/>>